

広島県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

平成二十三年二月十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
伊東歯科医院	大竹市新町一丁目二番一三号	平成二十三年二月二十九日
医療法人社団清流会串戸永和クリニック七尾	廿日市市串戸四丁目二番一六号	平成二十三年二月二二日